

# 保険年金

## 国民年金保険料の控除証明書が発行されます

年末調整や所得税・住民税の申告で、国民年金保険料の納付額について社会保険料控除を受けるには、日本年金機構が送付する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を添付してください。また、家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができます。

▼送付時期 11月上旬(ただし、年の途中から加入した場合などで、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する人には、平成27年2月上旬)

▼証明内容 本年1月1日から9月30日までに納付した国民年金保険料額および年内の納付見込額

☎ 広島南年金事務所  
253・7710  
住民課保険年金グループ  
820・5604

## 要約筆記者を派遣します

聴覚・言語機能障害等により、手話以外での意思の疎通が必要な人に要約筆記者を派遣します。

▼派遣区域 広島県内

▼派遣例  
・病院での診察・健康診断  
・学校・保育園の入学式、参観・懇談  
・会社の面接  
・運転免許の更新  
その他 相談に応じます。

▼無料(町が負担します) 申 無料(町が負担します) FAXまたはメールで左記に直接申し込む。(※初回のみ、利用要件の確認が必要。)

▼記載事項①申請者名②派遣日時③場所④内容⑤待合せ場所⑥必要な通訳(手話または要約筆記の別)

☎ 広島県手話通訳派遣委員会 (社団法人広島県ろうあ連盟)  
252・0309  
FAX 252・0303  
Eメール hntren@do3enjoy.ne.jp (福祉課)

## 「気づいたら ためらわずに すぐ通報」 熊野町虐待防止標語

### —11月は虐待防止月間です—

児童虐待に関する相談件数は依然として増加しており、子どもの命が奪われる痛ましい事件も後を絶ちません。子ども達を守るために、ご協力をお願いします。

### ●「虐待」かな?と思ったら...

虐待をうけた児童を発見したら、熊野町(民生課)または西部子ども家庭センターへ通告してください。通報の内容や通告者についての情報などを親に伝えることはありません。例えば通告が誤報であっても、罰せられることはありません。

#### ◀発見に気づくポイント▶

- 子どもの泣き声が異常である
- 食事や衣類が極端に不適切である
- 不自然な傷やあざ、やけどがある
- 性的なことに過度に反応したり、不安を示したりする



### ●子育て中の親子に、地域からの優しいまなざしをお願いします

子どもをひどく叱っているなど、気になる親子がいたら声をかけてみてください。もしかしたら、悩みを相談できる相手がいなくてもいいかもしれません。もし、あなたが受止めきれなければ、無理をすることなく役場又は子ども家庭センターなどへ連絡してください。

### ●子育てに悩んでいる人は、ひとりで抱え込まずに相談してください

子育ては、毎日迷うこと困ることの連続です。子どもが言うことをきかない。腹が立つ。そのように感じることも多いですね。そんな時は子育て支援センターや民生課、或いは身近な人に相談してみませんか?お母さん同士で話をすることも良いかもしれません。案外同じような悩みを持っていて肩の荷が下りるかもしれませんよ。一人で抱え込まずにSOSを出してみてください。解決策を一緒に探していきましょう。

#### ◇相談・通告の窓口◇

熊野町民生課 ☎820-5635 月～金(祝日除) 8:30～17:15  
広島県西部子ども家庭センター ☎254-0381  
海田警察署熊野交番 ☎854-0102  
児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570-064-000

## 高齢者・障害者虐待防止について

高齢者・障害者の虐待とは、家族など養護者による虐待または、福祉施設従事者、使用者などによる次のような行為を言います。

- ・身体的虐待 高齢者・障害者の身体に外傷を生じるか生じるおそれのある暴力(たたく・つねる等)を加えること。
- ・心理的虐待 著しい暴言や拒絶的な対応など高齢者・障害者に著しい心理的外傷を与える言動を言う。(怒罵る・のしる・無視する等)
- ・介護放棄(ネグレクト) 高齢者・障害者を衰退させるような著しい減食、長時間の放置や虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。(食事を十分に与えない等)
- ・性的虐待 高齢者・障害者にわいせつな行為をすること。させること。(排泄の失敗に対して懲罰的に裸にして放置する等)
- ・経済的虐待 財産を不当に処分するなど、高齢者・障害者から不当に財産上の利益を得ること。(日常生活に必要な金銭を渡さない。年金等を無断で使用する等)

## 虐待かもしれないと思ったら すぐに相談しましょう。

悩みごとをひとりで抱え込まないで、下記の相談窓口へご連絡ください。

### 相談窓口

月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)  
高齢者 おとしより相談センター  
☎820-5615  
障害者 障害者相談窓口  
☎820-5605

(福祉課)



## 肢体不自由のサイン

連載 障害を知り、共に生きる④

▽肢体不自由とは 事故などによる手足の損傷あるいは腰や首、脳の血管などに損傷を受けたり、先天性の疾患などによって生じる上肢・下肢にあるマヒや欠損などにより、歩くことや物の持ち運びなど日常の動作や姿勢の維持が不自由になります。

病気や事故で脳に損傷を受けた場合には、言葉の不自由さや記憶力の低下などを伴うこともあります。肢体不自由の中でも脳性マヒ・脊椎損傷・筋ジストロフィーなどで全身に障害がおよぶものを全身性障害といえます。

▽こんな事に困っています  
・車イスを利用して十分なスペースがなかったり、ちよっとした段差や障害物があるために、移動することができない

かたたりします。

・脳性マヒの人の中には、発語の障害に加え、顔や手足などが自分の思いとは関係なく動いてしまう(不随意運動)ため、自分の意思を伝えるに困難があります。

・脊椎損傷の人では、手足が動かないだけでなく、感覚もなくなり、体温調整が困難です。

・障害者用駐車スペースが空いていないため、利用できないことがあります。

▽こんな配慮をお願いします  
・さりげなく声をかけ、どんな手助けが必要か気軽にたずねましょう。  
・言葉がうまく話せない人に対して、子どもに對するような接し方をしないようにしましょう。  
・聞き取りにくいときは、分かったふりをせず、きちんと内容を確認しましょう。

\*「障害を知り、共に生きる」広島県引用 (福祉課)

## 子育て支援センター エンゼル通信



### ●子育て支援センターの主な予定(いずれも11:30に終了)

実施日	開始時間	行事(講師・敬称略)
18日(火)	10:30	子育て懇談会(金澤綾子)
21日(金)	9:30	とことこエンゼル(1歳～1歳11ヵ月)
28日(金)	9:30	わくわくキッズ(2歳以上)
12月3日(水)	10:30	子育てなるほど講座「室内のキケン」
12月9日(火)	9:30	ふわふわベビー(11ヵ月までの乳児・妊婦)

### ●パステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。  
※パステルルーム開催日に西部地域健康センター内子育て支援センターでも「おひさまルーム」を行います。

実施日	開始時間	場所
11日(火)	10:00	東部地域健康センター(要申込)
20日(木)	9:30	中央ふれあい館
12月9日(火)	10:00	東部地域健康センター(要申込)

### ●おひさまルーム

上記日程と11/13(木)、11/26(水)以外の9:30～11:30

### ●ほっとるーむ(月～金曜日13:00～15:30)

※第3水曜日のみほっとるーむベビー(11ヵ月までの乳児対象)

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

### ●「うたとおはなしの広場」(第1・3金曜日14:30～15:00)

### ●「パパとおひさま」(毎月第2土曜日9:30～11:30)

お父さんととっておきの楽しい時間を過ごしましょう。町内在住の親子さん、里帰りの親子さん遊びに来てください。もちろんご家族もOK!

※子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

### ●ファミリーサポートセンター提供会員募集中

「子どもを預かって欲しい人(依頼会員)」「子どもを預かる人(提供会員)」「依頼も提供も行う人(両方会員)」の入会登録をし、会員同士の合意のもとに行う子育ての相互援助システム(有償ボランティア)です。子育てしやすい環境を整えることを目的として実施しています。提供会員の活動に興味のある方、空いた時間に協力を頂ける方などご連絡ください。

### 子育て支援センター・ファミリーサポートセンター

(西部地域健康センター内) ☎820-5502 ☎820-5503  
開設日時(※年末年始、祝日除): 月～金曜日9:30～17:00  
第2土曜日9:30～11:30

〈子育て相談(要予約) 月～金曜日 13:00～17:00〉